

# ユニー宮ショッピングセンター

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

開店時間を午前10時から午前9時に繰上げ、閉店時刻を午後9時から午後10時までに繰下げる。これに伴い、来客駐車場利用時間を午前8時30分から午後10時30分までとする。(法附則第5条第1項)

### 届出事項

1	届出年月日		平成16年2月26日	
2	店舗名称		ユニー宮ショッピングセンター	
	店舗所在地		一宮市両郷町1-6	
3	変更をする日		平成16年4月1日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	ユニー株式会社	
		代表者	代表取締役 佐々木孝治	
		住所	稲沢市天池五反田町1	
	小売業者	備考	なし	
		名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 佐々木孝治	同
(2)	住所	稲沢市天池五反田町1	同	
	備考	46名	同	
(3)	店舗面積	21,284 m <sup>2</sup>	変更前に同じ	
		駐車	位置 別紙図面のとおり	同
	駐輪	台数	1568 台	同
		位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌	台数	524 台	同
		位置	別紙図面のとおり	同
廃棄	面積	1,091 m <sup>2</sup>	同	
	位置	別紙図面のとおり	同	
(4)	営業	容量	256.8m <sup>3</sup>	同
		開店時間	午前10時(年間3日午前9時)	午前9時
	駐車場利用時間帯	閉店時間	午後9時	午後10時
		午前9時30分(年間3日午前8時30分)から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで	
	駐車場	出入口数	16箇所	変更前に同じ
		出入口位置	別紙図面のとおり	同
荷捌時間帯	午前6時から午後9時まで	同		
業態	総合店			
用途地域	工業地域			
参考	昭和50年6月開店			

### I 施設の配置及び運営方法関連事項

#### ① 荷捌施設の整備等

##### ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	1091m <sup>2</sup>	あり	20分	8台	18台	○

#### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
8:00~9:00	18台	-	-	無し	必要なし	○

#### ② 経路の設定等

##### (1) 車両関係

##### ア 搬出入車両関係

登下校時間の運行	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
無し	-	-

# ユニー宮ショッピングセンター

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ① 騒音問題対応策

##### ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	10 m	無	来客車両等	無	無	-
西方向	45 m	無	荷捌き車両等	無	無	-
南方向	5 m	無	来客車両等	無	無	-
北方向	10 m	無	来客車両等	無	無	-

遮音壁の悪影響 設置なし

評価  
○

##### イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき作業スペースを十分確保
荷捌施設運営面での配慮	不必要なアイドリングの禁止、荷捌作業者の騒音抑制意識向上の働きかけ、荷捌時間の短縮化
荷捌施設機器選択面での配慮	運搬機器の整備、作業員の意識向上
放送設備使用面での配慮	屋外放送無し

##### ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口からの騒音配慮	特になし
駐車場からの騒音配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置。営業時間外の駐車場閉鎖。
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	作業・回収時間の制限(早朝・深夜は作業禁止)。不必要なアイドリング禁止。廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ。

#### ② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	8	空調室外機	72	換気扇	22	給排気口	12	排煙機		ポンプ	10	エンジン等	
		冷凍室外機	32	ガスヒーポン	3	冷温水発生器	3								
	変動騒音	ゴミ収集作業	○	BGM		アナウンス									
		自動車走行	○	荷捌アイドリング	○	後進警報ブザー	○								
衝撃騒音	荷降り音		台車走行	○											
建物の構造(高さ)		鉄骨造地下1階、地上6建屋上塔屋根(高さ33m)													

##### ア 等価騒音レベル予測

		A	B	C	D	E
用途地域		工業地域	工業地域	第一種住居地域	第一種住居地域	工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	55 dB	55 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	45 dB	45 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	47.0 dB	47.9 dB	45.9 dB	49.4 dB	49.7 dB
	評価	○	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	35.3 dB	27.5 dB	26.1 dB	26.0 dB	33.3 dB
	評価	○	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

# ユニー宮ショッピングセンター

## イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無						有
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						
上記A・Bの具体的内容		第一住居地域が隣接				
		ア	イ	ウ	エ	
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	あり	なし	
基準値		60dB	60dB	55dB	60dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	40.3dB	26.5dB	20.7dB	28.3dB	
	評価	○	○	○	○	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベル最大値	39.6dB	34.8dB	51.4dB	56.4dB	
県	定常騒音の騒音レベルの騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
	変動・衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	

		オ	カ	キ	
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	あり	
基準値		60dB	60dB	55dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	23.9dB	18.7dB	20.8dB	
	評価	○	○	○	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベル最大値	56.4dB	56.4dB	51.4dB	
県	定常騒音の騒音レベルの騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	
	変動・衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	

## (2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	特になし
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	95.80 m <sup>3</sup>	1日	1.87 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	18.68 m <sup>3</sup>	変更なし	○
空缶・空き瓶	90.80 m <sup>3</sup>	7日	0.34 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	23.96 m <sup>3</sup>	変更なし	○
厨芥・その他	70.20 m <sup>3</sup>	1日	2.65 t	0.15 t/m <sup>3</sup>	17.66 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	256.8m <sup>3</sup>	-	-	-	60.30 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠		既存の実績に基づく					
見かけ比重変更の理由		変更なし					
指針と異なる算定式の使用		変更なし					

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	有

位置・構造	適正な分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	建物に内蔵し、気密性を確保
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	有
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	有

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	(株)ディーアイディー
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	有
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	グリストラップ洗浄を実施

評価
○

# ユニー宮ショッピングセンター

市町村の意見概要	対応
意見なし	—

住民等の意見の概要	対応
意見なし	—

県の意見案
意見なし